

全建事発第 052 号

令和 2 年 7 月 3 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔 公 印 省 略 〕

### 共通費実態調査の実施について（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的に「公共建築工事共通費積算基準」の改定にむけた検討を開始したところであり、本検討のための基礎資料とするため、別添のとおり各地方整備局営繕部長等宛てに、共通費実態調査の実施を通知した旨の連絡が本会宛てにありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、各発注元（国、地方公共団体、独立行政法人）から、調査依頼があった際には、ご協力いただきたく貴会会員企業の皆様に周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部からの依頼文書
- ・別添 1 共通費実態調査（本調査）の実施について（通知）
- ・別添 2 共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）

【担当】事業部 山長

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

国 営 積 第 3 号  
令和2年 6月30日

- (一社) 日本建設業連合会 殿
- (一社) 全国建設業協会 殿
- (一社) 日本電設工業協会 殿
- (一社) 日本空調衛生工事業協会 殿
- (一社) 日本エレベーター協会 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計 画 課 長  
(公 印 省 略)

#### 共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）

「公共建築工事共通費積算基準」は、官庁営繕関係統一基準として国をはじめとする多くの公共発注機関において、工事費積算における共通費算定の適用基準として広く活用されているところです。

今般、国土交通省官庁営繕部においては、営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的に「公共建築工事共通費積算基準」の改定に向けた検討を開始したところであり、本検討のための基礎資料とするため、別添のとおり各地方整備局営繕部長あてに共通費実態調査の実施を通知したところです。

なお、「公共建築工事共通費積算基準」の検討に際しては、より多くの工事实績を収集分析することでよりの確な検討が行えるものと考えているところであり、公共建築工事積算研究会構成員及び全国営繕主管課長会議構成員に対しても、共通費実態調査への協力を依頼したところです。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、貴協会傘下の方々へ、共通費実態調査への協力について周知等して頂きますようよろしくお願い致します。

#### 『参考』

【公共建築工事積算研究会 構成員】※共通費実態調査 協力依頼先のみ記載

最高裁判所、防衛省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省、国土交通省航空局、  
(独)都市再生機構、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【全国営繕主管課長会議 構成員】

都道府県及び政令指定都市

国 営 積 第 1 号  
令和2年 6月30日

大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 様  
各地方整備局営繕部長 様  
北海道開発局営繕部長 様  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計 画 課 長  
(公 印 省 略)

共通費実態調査（本調査）の実施について（通知）

「公共建築工事共通費積算基準（平成28年12月20日国営積第18号）」については、営繕工事における積算基準として工事費積算に適用しているところである。今般、営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的に「公共建築工事共通費積算基準」の改定に向けた検討を開始したところであり、本検討のための基礎資料とするため、下記により「共通費実態調査（本調査）」（以下「本調査」という。）を実施することとしたので通知する。

なお、従前より実施している「共通費実態調査（共通費モニタリング調査）」（平成24年9月27日付け国営計第58号）に代わり、以下の対象工事については、本調査として実施するものである。

記

1. 対象工事

令和2年度及び令和3年度に完成する全ての営繕工事。

2. 調査内容と実施について

別途配布する「共通費実態調査 調査要領（本調査）」に基づき「共通費実態調査票（本調査）」にて調査を実施する。

国 営 積 第 2 号  
令和2年 6月30日

公共建築工事積算研究会構成員 殿  
全国営繕主管課長会議構成員 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計 画 課 長  
(公 印 省 略)

共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）

「公共建築工事共通費積算基準」は、官庁営繕関係統一基準として国をはじめとする多くの公共発注機関において、工事費積算における共通費算定の適用基準として広く活用されているところです。

今般、国土交通省官庁営繕部においては、営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的に「公共建築工事共通費積算基準」の改定に向けた検討を開始したところであり、本検討のための基礎資料とするため、別添のとおり各地方整備局営繕部長あてに共通費実態調査の実施を通知したところです。

なお、「公共建築工事共通費積算基準」の検討に際しては、より多くの工事实績を収集分析することでよりの確な検討が行えるものと考えているところです。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、貴機関において発注される公共建築工事においても、下記のとおり共通費実態調査へご協力頂きますようよろしくお願い致します。

記

1. 対象工事

令和2年度及び令和3年度に完成する営繕工事。

2. 調査にあたって

(1) 今後契約手続きに着手する工事

現場説明書等において、共通費実態調査の対象工事である旨の記載をお願いします。

【記載事項（例）】

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

(2) 現在履行中の工事（契約手続中のものを含む）

現在履行中の工事（契約手続中のものを含む）について、共通費実態調査を予定するものについては、共通費実態調査の目的等を踏まえた上で、発注者及び受注者において協議のうえ共通費実態調査の実施をお願いします。

3. 調査内容と実施について

別途配布する「共通費実態調査 調査要領（本調査）」に基づき「共通費実態調査票（本調査）」にて調査の実施をお願いします。